

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名 : 株式会社へいせい

業者の住所 : 福岡県糸島市前原西5-1-31

2 指名停止の期間 : 令和4年3月14日～令和4年4月13日(1か月)

3 指名停止の措置対象地区 : 九州沖縄地区

4 事実概要

当該業者は、林野庁九州森林管理局鳥栖治山事業所発注の公共工事4件及び民間工事2件において、専任の主任技術者又は監理技術者を置かなければならないにもかかわらず、1人の技術者を複数の工事現場に兼任して置き、工事現場ごとに、専任の者を置かなかった。

このことが、建設業法第26条第3項に違反し、同法第28条第1項第2号に該当するとして、令和4年2月2日に福岡県知事より指示処分を受けた。

5 指名停止の理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)別表第2第13号(下記参照)に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象地区
1～12 省略	省略
(建設業法違反行為) 13 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から発生地区を対象として1か月以上9か月以内
14～16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 事業監理部 工事契約監理課 TEL 045-222-9041(直通)